

埼玉県内の飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金

早期給付のご案内

(第14期：9月1日～9月30日要請分)

緊急事態措置期間の延長に伴い、**要請期間**が変更となります。
変更前：9月1日～9月12日 ⇒ 変更後：9月1日～9月30日

埼玉県による休業及び営業時間短縮等の要請にご協力いただいた**飲食店(カフェ店、バー等を含む)**を運営する事業者の皆様に対し支給する感染防止対策協力金(第14期分)を**早期給付**します。(売上高方式による申請者に限る。)

申請期間

令和3年9月1日(水) ～ 令和3年9月21日(火)

支給額

緊急事態措置期間の延長に伴い、**申請期間**が変更となります。
変更前：9月1日～9月8日 ⇒ 変更後：9月1日～9月21日

1店舗当たり **48万円**

※算出方法 4万円(県内の協力金下限額) × 12日 = **48万円**

※早期給付を受けた方は、必ず埼玉県感染防止対策協力金(第14期)の申請をしてください。売上高に応じて算出した総支給額と早期給付分(48万円)との差額については、本申請における審査ののち、追加支給いたします。

申請要件・申請方法

1 申請要件

- (1) 埼玉県感染防止対策協力金の支給要件を遵守すること。
- (2) 過去に埼玉県感染防止対策協力金の受給実績があること。
- (3) 休業及び営業時間短縮等の取組を店舗に掲示すること。

2 申請方法

(1) 電子メール申請の場合

第14期早期給付申請書を記載の上、以下のアドレスに送信する。

〔送信先〕

soukikyufu@shinsei-pref-saitama.jp

※メールの件名に「第14期早期給付 法人名又は氏名」と記載してください。

(2) 郵送申請の場合

第14期早期給付申請書を記載の上、以下の送付先に郵送する。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県感染防止対策協力金(第14期 早期給付)事務局 宛

○申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678 (平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00)

第14期協力金の主な支給要件等(緊急事態措置区域 R3.9.1~9.30の場合)

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (利用者による酒類の店内持込みを含む。)	休業すること。 (酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
上記以外の飲食店等	営業時間を午前5時から午後8時まで短縮すること。 ※通常時、午後8時以降まで営業していた店舗
新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)に基づく要請に関する要件	
特措法第45条第2項に基づく要請	<ul style="list-style-type: none"> ○特措法施行令第12条に規定される措置 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査の勧奨 ・入場者が密にならないような整理誘導 ・発熱等有症状者の入場禁止 ・手指の消毒設備の設置(併せて、手指消毒の呼び掛け) ・事業所の消毒 ・入場者へマスクの着用等の徹底 ・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む) ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
特措法第24条第9項に基づく要請	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策の徹底 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底 ※ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うことがあります。 ○長時間の会食自粛 長時間(90分超)の会食を避け、4人以下又は同居家族(介助者を含む)のみのグループに限るよう利用者に働き掛け
その他の要件	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けていること。(休業の場合を除く。) ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。 ・ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。 ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。 ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。 	

支給額の考え方

売上高(※)	協力金の日額
10万円以下	4万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 (売上高(※)×0.4)
25万円以上	10万円

売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4(最大20万円、下限なし)

※ 売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

県内事業者向けLINE公式アカウントのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の皆様向けに、県ではLINE公式アカウント「埼玉県 事業者支援情報」を開設しました。

各種支援金をはじめとする支援情報を幅広く配信しています。是非御活用ください。

○県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/linesaitamakenjigyousha.html>